

平成 26 年 6 月 4 日

公益財団法人日本バスケットボール協会 (JBA)

会長職務代行 深津 泰彦 様

株式会社日本プロバスケットボールリーグ (bjリーグ)

代表取締役 兼 コミッショナー 河内 敏光



広島県バスケットボール協会の通達について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、2014 年 5 月 20 日に、一般財団法人広島県バスケットボール協会 審判委員長 恩地孝明氏より、広島県所属日本公認審判員 各位宛で、「bjリーグから審判依頼があった場合について」との通達(以下「本通達」といいます。)がなされました(添付別紙参照)。

本通達は、日本協会公認審判員のbjリーグへの審判協力を禁止する内容で、この内容が事実であれば、内閣府の公益認定を受けた公益財団法人である貴協会の指示の下、広島県バスケットボール協会が認定団体であるbjリーグに対し、差別的取扱いを行ったこととなり、大変遺憾です。

広島県には、2014-2015 シーズンより NBL に参戦が決定している「ドラゴンフライズ」が、また、2014 年秋より開催される bj チャレンジリーグに参戦が決定している「bj チャレンジリーグ広島(仮称)」があり、互いに切磋琢磨し広島県のバスケットボール界を盛り上げ、地域に貢献できるよう共に歩もうとしている矢先に、本通達が発されたことは看過し得ません。

したがって、当社は、貴協会に対し、下記の点についてのご確認及び回答をお願い致します。

記

1. 「日本協会より(中略)の通達がありました。」との一文がございますが、貴協会が本通達の内容を各都道府県協会に通達したという理解でよろしいでしょうか。そうだとすれば、どのような意図、経緯でこのような通達をされたのかご説明ください。
2. 仮に貴協会が本通達の内容を通達していないのであれば、広島県バスケットボール協会がどのような意図、経緯でこのような通達をされたのかをご調査いただき、その調査内容をご説明ください。

敬具